

山形県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱

1 目的

介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」に関する実習受入協力事業所（以下「協力事業所」という。）の登録について、その取り扱いを定めることを目的とする。

なお、平成 28 年 6 月 7 日付け健長第 301 号「介護支援専門員実務研修における実習の受入れについて（依頼）」により登録決定された事業所においてもこれに従う。

2 協力事業所の要件

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する居宅介護支援事業所とする。

（１）特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所

（２）主任介護支援専門員が配置され、指導体制が整っている居宅介護支援事業所（これから特定事業所加算を取得しようとしている事業所を含む）

3 協力事業所の責務

協力事業所は、適切な実習環境の整備に事業所全体として取り組むとともに、県が指定する研修実施機関から実習受入の依頼があった場合は、原則として受講生の受入れを承諾すること。

4 登録の申請

登録を希望する事業所は、山形県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書（第 1 号様式）を県に提出すること。

5 登録の承認

県は、事業所から登録申請を受け、2 の要件に適合することを確認した場合は、山形県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録決定通知書（第 2 号様式）により通知する。

本決定通知書は特定事業所加算の算定要件である「実務研修における『ケアマネジメントの基礎技術に関する実習』等に協力又は協力体制を確保していること」を証明する書類となるため、当該加算を届け出る際は添付すること。

6 登録の変更

協力事業所は、登録決定した事項に変更が生じた場合は、速やかに山形県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所変更登録申請書（第 3 号様式）により県に報告する。

7 登録の辞退・取り消し

（１）登録を承認された以降、協力事業所の要件を満たすことができなくなった場合は、山形県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録辞退届（第 4 号様式）により登録を取り下げることとする。ただし、協力事業所の要件に欠ける期間が短期間であり、再度協力事業所

としての要件を満たす見込みがある場合は、この限りではない。

(2) 県は協力事業所が以下のいずれかに該当する場合、山形県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取消通知書（第5号様式）により取り消す場合がある。

①申請に虚偽があった場合

②正当な理由なく実務研修受講生の実習受入れを拒否した場合

③県又は市町村が実施する指導監督において、重大な過失等により処分、改善勧告を受けた場合

8 登録の有効期間

要件を満たし、一度承認を受けた協力事業所の登録は、辞退、取り消しが行われない限り継続するものとする。研修実施機関が行う受講生とのマッチングにおいて、受け入れの要請がなかった場合も、協力事業所としての体制は確保しているものとみなし、特定事業所加算の算定要件を満たす扱いとする。

9 登録内容の提供

県は、介護支援専門員実務研修の運営に必要な協力事業所の登録事項について、指定研修実施機関に情報提供を行う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から適用する。